ぽかぽか通信 NO.41

2022.6 月

ぽかぽか★サポートチーム(原発賠償ひょうご訴訟)事務局発行　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

なぜ、原告は避難しているのか？　避難の相当性を内部被ばくの専門家が証言しました！

この訴訟は、東京電力福島第１原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の重度の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。
原告数は、第一次訴訟（2013 年 9 月）17 世帯 50 人、第二次訴訟(2014 年 3 月)10 世帯 27 人、第三次訴訟(2015 年 3 月)4 世帯 7 人、合計で 31 世帯 84 人です。

第 43 回期日
本人尋問　6月23日(木)
11:00～12:00(1世帯)
13:30～16:30(3世帯)
神戸地方裁判所101法廷

次回　9月1日(木)
本人尋問(3 世帯) 専門家証人尋問（反対尋問）
10 時～12 時・13 時半～16 時半

午前と午後の閉廷後にミニ報告会あります
場所:婦人会館　もくれん

原告より　～尋問を終えて～

＊日頃よりご支援・応援いただき、ありがとうございます。主尋問、反対尋問が終わり、ひとまずはほっとしています。ただ、まだ通過点にしか過ぎないので、引き続き裁判の行方を注視していきたいと思います。尋問については、弁護士の先生方のおかげに尽きます。主尋問、反対尋問ともにきっちり準備をしていただきました。私はそれを受けて思い出す作業、具体的な数値や時系列を思い出して・調べてすりあわせをして行きました。これほど準備していただいたのに申し訳ないのが、当日は被災当時のこと、避難まで、避難してからのいろんなことを思い出してしまい、とても涙なしでは語ることができませんでした。私の尋問で誰かの力になったり、勇気づけることができるのであれば、これ以上嬉しいことはありません。

＊弁護団の先生方の細かな打ち合わせがあり、安心して尋問に臨めました。

・原発事故前後のことについて思い出すのは、辛いことですが、他の原告と共に伝えていかなければとの思いを新たにしました。　サポーターの皆さんに励まされ、心が癒されました。

弁護団より（吉江仁子弁護士）～専門家証人尋問より～

郷地医師の証人尋問は、「避難継続の相当性」をテーマに、「放射性微粒子による内部被ばくを気にしなければならない理由」と「放射性微粒子の環境流出が継続している事実」を柱に、わかりやすさと郷地先生の医師としての真摯な姿勢を表現することを重視して行いました。　尋問では、まず初めに、被ばくの３形態、放射線の種類、ベクレルとシーベルト、半減期の４つの概念の説明がありました。これにより、「空間線量」では、局所にβ線による大量被曝する放射性微粒子による内部被ばくのリスクは示されないことがよくわかりました。

次に、被ばく者から摘出された臓器から、被ばく後数十年経過してなお、α線の放出が認められること、及び、事故当時処理にあたった原発作業員について、生物学的半減期を超えて放射性物質の体内残留が認められることから、福島原発事故によって拡散した放射性微粒子が、被災者の体内に残留し、長期的な内部被ばくの原因となりうる可能性があることが示されました。　そして、東電が福島第一原発から毎年新たに放射性物質を環境流出させていること、福島県の市町村で計測している放射性降下物の量が 2016 年を下限に上昇傾向にあること、除染されていない森林もまた放射性降下物の供給源であることから、避難継続の相当性は、今なお認められること、さらには、2013 年に、ガレキ処理作業に伴い放射性微粒子が大量流出し、南相馬市では基準値を超える米汚染が観測されたことから、廃炉作業の中で、いつまた、突発的な放射性微粒子の大量流出事故が起こるともしれないことが話されました。

最後に、郷地医師は、「まだまだ放射線被曝の危険性をはらんでいる現状の中で、避難し続ける権利は当然認められるべきもの。特に区域外避難者にはほとんどの支援が切られ、苦しい選択を迫られている。それを自己責任とおっしゃるのは、本当にさみしいこと。せめて裁判で、何とかして欲しい。」と訴えて、証言を終えられました。　主尋問で予定していたことは全てお話し頂けたと思います。

証言後に、ある原告の方が、「私、訴えていいんだと思いました。」と話してくれたのが嬉しかったです。

原発賠償ひょうご訴訟

2022.6月 発行

ぽかぽか★サポートチーム

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル４階
事務局（松本理花）080-1458-5327
http://pokapoka-hyogo.weebly.com/
フェイスブック（ぽかぽかサポートチーム）
ツイッター（@pokapokahyogo）

原告１世帯ずつの本人尋問が始まっています

2022 年本人尋問　期日日程

① １月 20 日　５世帯終了
② ３月 17 日　４世帯終了
③ ５月 19 日　３世帯終了　証人尋問(主尋問)終了
④ ６月 23 日　11 時～12 時・13 時半～16 時半
⑤ ９月 １日　10 時～12 時・13 時半～16 時半
⑥10 月 20 日　10 時～12 時・13 時半～16 時半
⑦11 月 17 日　10 時～12 時・13 時半～16 時半

・１日 4～5 世帯の尋問が予定されています
・9 月１日午後は郷地秀夫医師の専門家証人尋問(内部被ばくに関して・反対尋問)が予定されています。

本人尋問の傍聴に関して

- ✓ 傍聴多数の場合は、状況により、法廷に入れない場合もあり得ます。傍聴できない方には婦人会館に待機室を用意しています。午前、または午後の法廷終了後に尋問を終えた原告の声を伝えるため、ミニ報告会を開きます。
- ✓ 是非、傍聴にお越しいただき、原告を応援してください
- ✓ 法廷では反対尋問に憤りを感じることがあると思われますが、せっかくの原告の発言を遮ることになりますので、法廷での「声」はマスクの中にとどめておいてください。

サポーターより

～原告のみなさん、ありがとう～

５月 19 日、本人尋問を傍聴しました。中には知り合いの原告の方も。これまでも、震災当時、事故当時のことについて、少しは伺っていましたが、詳しく伺ったことはありませんでした。住み慣れた土地、思いのつまった家、やりがいのあった仕事・・・。

でも、それらよりも大切にしたいこと。

「被ばくから子どもたちを守る」その強い思いから避難を決断したみなさん。多くの葛藤があり、悩みに悩んで決断されたことでしょう。子どもたちを守ってくれてありがとう。

報道されることは少なくなりましたが、多くの人にこの 11 年を、そして今を知ってもらいたい。

私たちサポーターは、これからもみなさんを応援しています。

そして、避難された方だけでなく、原発事故の影響を受けている全てのみなさんの幸せを祈っています。

近畿の裁判にも注目してください！

＊関西訴訟　@大阪地裁
7月28日(木) 開廷時間 14 時

＊京都訴訟　@大阪高裁
9月9日（金）開廷時間14時30 分

「控訴審での公正な判決を求める署名」にご協力を
https://www.change.org/Shien_Kyoto

＊最高裁判決は６月 17 日
（生業・群馬・千葉・愛媛訴訟 ）
原発事故に対する国の責任が争点

ぽかぽかサポートチームへの入会はこちら

右のアドレスにメールをする。(携帯メールでも可)
ML 上のお名前公開の可否を書いてください

→ pokapoka.hyogo2013@gmail.com

サポートのためのカンパはこちらに！

りそな銀行　西宮北口支店　普通　1390467
ぽかぽかサポートチーム

遠方原告交通費支援緊急カンパは目標額の 20 万円に到達しました。ご支援ありがとうございます